

【第 4 部】

欄外編：「民都・大阪」フィランソロ
ピー会議と休眠預金指定活用団体申請

欄外編：「民都・大阪」フィランソロピー会議と休眠預金指定活用団体申請

「民都・大阪」フィランソロピー会議が母体となって一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体を設立し、休眠預金指定活用団体に申請した。この活動は厳密には「民都・大阪」フィランソロピー会議の活動ではないが、それと一体となったものであり、ここに記録として記載する¹。

※ 休眠預金指定活用団体の概要（内閣府ホームページより）

休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）が、平成30年1月1日に全面施行されました。

法では、内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であって、民間公益活動促進業務に関し法第20条第1項に規定される基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一つを限って、指定活用団体として指定することができるかとされています。

¹ 「（出口 議長）

休眠預金というのは、民間の資金ではあるけれど用途は公的な意味合いが強い制度。いま、totoや公営ギャンブルのお金は東京に流れていますが、休眠預金も東京となると、ますます東京一極集中が進むこととなります。

我々は、こうした非営利の経済合理性に基づかないお金はぜひ大阪に、というのがこの会議の大きな目的の一つであります。堀井さんのおっしゃられた大阪で指定活用団体を目指すといった動きが出るのは喜ばしいことだと思いますので、ぜひメンバーの皆さんも、こうした動きができれば、いろんな意味でサポートをお願いしたいとそんな風に思っています。

むしろ、大阪ではそのような団体をつくることもできず、この申請もできないほど都市としての力が弱くなったのか、と思われてもいけないのではないかと。地方の代表として大阪から声があがるのなら、皆さんで応援したいと思います。（「民都・大阪」フィランソロピー会議議事録）